

構造設備の概要（卸売販売業）

営業所の所在地

営業所の名称

分置された倉庫の所在地

【建物の構造等】※1

建物			
営業所の面積	[] m ²		
分置された倉庫の有無	☐ 有・ ☐ 無	分置された倉庫の面積	[] m ²
営業所の設備等			
以下の設備等の有無（該当する項目について、右列の□にレ点を付ける等して分かるよう記載すること。）			
換気のための設備を有する※2			☐
他の卸売販売業者の営業所の場所、常時居住する場所及び不潔な場所から明確に隔離されている。			☐
医薬品を交付する場所は 60 lux 以上の明るさを有する			☐
貯蔵設備を設ける区域は、他の区域から明確に区別されている※2			☐
冷暗貯蔵が必要な医薬品の取扱	☐ 有・ ☐ 無	冷暗貯蔵のための設備※2	☐ 有・ ☐ 無
毒薬の取扱	☐ 有・ ☐ 無	鍵のかかる貯蔵設備※2	☐ 有・ ☐ 無
放射性医薬品の取扱※3	☐ 有・ ☐ 無	放射性医薬品貯蔵室※3	☐ 有・ ☐ 無

※1 「複数の卸売販売業者が共同で設置する発送センターの営業所における他の卸売販売業者の営業所の場所からの区別について」（令和4年10月6日付薬生総発1006第1号）に基づいて、電子的に医薬品を区別しており、他の卸売販売業と重複しうる場所がある場合、重複しうる部分及び面積が分かる図面を提出してください。

※2 設備及びの詳細を図面に明示してください。

※3 放射性医薬品の取扱がある場合（営業所において貯蔵等の業務を行う場合をいい、配送のみを行う場合は含まない。）には、放射性医薬品の種類及び放射性医薬品を取り扱うために必要な設備の概要を提出してください。

【図面】

作成日： 年 月 日



- * 分置された倉庫を有する場合、主たる営業所からの距離及び分地された倉庫の図面も記載すること。
- * 共同発送センターであって、他の卸売販売業者が使用しうる場所との重複の有無の欄について「有」を選択している場合、他の卸売販売業者の使用している又は使用しうる場所と重複する部分及び面積を明示すること。